

◆調整控除

税源移譲に伴い生じる個人市・県民税と所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するため、次の算式により求めた金額を所得割額から控除します

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

$$\text{調整控除額} = \text{以下の、(ア) または (イ) のいずれか少ない金額} \times 5\%$$

(ア) 下記一覧表のうち適用がある「人的控除額の差」の合計額 (イ) 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円を超える場合

$$\text{調整控除額} = \text{以下の、}\{(\text{ウ}) - (\text{エ}) \times 5\text{万円を下回る場合は5万円}\} \times 5\%$$

(ウ) 下記一覧表のうち適用がある「人的控除額の差」の合計額 (エ) 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

人的控除額一覧表		人的控除の差 (円)			人的控除額 (円)						
					市・県民税			所得税			
		①	②	③	①	②	③	①	②	③	
障がい者控除	普通	1万			26万			27万			
	特別	10万			30万			40万			
	同居特別	22万			53万			75万			
寡婦控除	一般	1万			26万			27万			
	特別	5万			30万			35万			
寡夫控除		1万			26万			27万			
勤労学生控除		1万			26万			27万			
配偶者控除	一般	H30	5万			33万			38万		
		H31	5万	4万	2万	33万	22万	11万	38万	26万	13万
	老人	H30	10万			38万			48万		
		H31	10万	6万	3万	38万	26万	13万	48万	32万	16万
扶養控除	一般	5万			33万			38万			
	特定	18万			45万			63万			
	老人	10万			38万			48万			
	同居老親	13万			45万			58万			
配偶者特別控除	38万超 40万未満	H30	5万			33万			38万		
		H31	5万	4万	2万	33万	22万	11万	38万	26万	13万
	40万以上 45万未満	H30	3万			33万			36万		
		H31	3万	2万	1万	33万	22万	11万	36万	24万	12万
基礎控除		5万			33万			38万			

- ① 本人（納税者）の所得が 900 万円以下 ② 本人（納税者）の所得が 900 万円超 950 万円以下
 ③ 本人（納税者）の所得が 950 万円超 1,000 万円以下